

加入種別が変わったら 届け出を忘れずに行いましょう

国民年金の加入種別は3種類に分かれており、変更時は届け出が必要です。届け出を忘れると年金が受け取れないこともありますので、忘れずに行いましょう。

■国民年金の加入種別

- 第1号被保険者
自営業や農林漁業の人とその配偶者、20歳以上の学生など
- 第2号被保険者
会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している人
- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者

■加入種別が変更になる場合と届け出先

- (1)第1号被保険者になる場合
第2号被保険者が退職したとき

- 役場の国民年金担当窓口へ届け出
- ※第3号被保険者になる場合は除きます。
- ※その人に扶養されていた第3号被保険者も第1号被保険者になります。
- (2)第2号被保険者になる場合
会社などに就職し、厚生年金や共済組合に加入したとき
→届け出は不要(勤務先が届け出を行う)
- (3)第3号被保険者になる場合
第2号被保険者の被扶養配偶者になるとき
→扶養者の勤務先を通じて届け出

【問い合わせ】

- 住民課 国民年金係
☎0893(44)6152
- 松山西年金事務所
☎089(925)5105

迷惑行為はやめましょう 不法投棄、ポイ捨て、野焼き

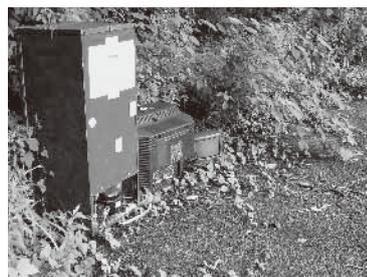
■迷惑行為が多発しています

不法投棄やポイ捨て、野焼きなど、迷惑行為に関する苦情が町内各地から多数寄せられています。中でも不法投棄やポイ捨ては悪質なものが多く、今年度は処理のために約50万円の費用がかかっています。

■違反者には厳しい罰則があります

町では「ポイ捨て防止に関する条例」を定め、空き缶や紙くずなどのごみポイ捨てや飼犬のフンの不始末などを禁止しており、悪質な違反者には過料や罰金を科する決まりを設けています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、不法投棄や野焼きに対して5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金が科せられます。迷惑行為は絶対にやめましょう。



道端に不法投棄された電気製品



煙や臭いが近所迷惑になる野焼き

【問い合わせ】

環境政策室 ☎0893(44)6159